

消防予第 608 号  
令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

スプリンクラーヘッドの供給不足の影響を踏まえた消防用設備等の  
検査における柔軟な対応について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき、防火対象物の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防長又は消防署長へ届け出て検査を受けなければならないとされています。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況（今後の見通し）について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添 1 が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建物の使用開始までの予定に遅れが生じるなど混乱が生じるおそれがある場合には、下記により、防火対象物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築物の確認における柔軟な対応について、別添 2 のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築行政主務部長等あて通知されていることを申し添えます。

#### 記

- 1 スプリンクラー設備以外の消防用設備等については、設置工事が完了した  
ものから、法第 17 条の 3 の 2 に基づく設置届を受け付け、検査を実施すると

ともに、設備等技術基準に適合しているときは、当該消防用設備等に係る検査済証を交付されたいこと。

- 2 スプリンクラー設備については、市場の供給不足により設置が困難なスプリンクラーヘッド以外の部分に係る工事が完了した段階で、防火対象物の関係者の希望等に応じ、法第17条の3の2に基づく設置届を受け付け、工事が完了した部分について、先行して検査を実施することとされたいこと。また、当該検査結果について、文書で交付することとされたいこと。
- 3 2の検査の後に、全てのスプリンクラーヘッドの設置工事が完了した段階で、設置工事の完了を写真等で確認する等の方法により、追加の検査を実施することとされたいこと。